а S すぐに役立つ開発指標の話 p 第8回

Governance Indicators

●「ガバナンス」への期待と関心

ので、 きである、と述べている。この という一九九八年の報告書の中 効な援助』(原題Assessing Aid) 組むような統治構造の改善 政策改革努力の促進に供与すべ 支援援助は途上国の政府自身の 効果的に行うべきで、政策改革 営をしている低所得国に絞って 政策環境の下で有効に作用する である、という立場を示した。 ること、援助はよい政策を実行 で、援助はよい政策が実行され ている。たとえば世界銀行は『有 有効性を高めるために、 ようにして、 この報告書は、資金援助は良い している低所得国に向けるべき ている環境の下でなら有効であ (Good Governance) 上国が主体的に貧困削減に取り 開発援助の貧困削減に対する 資金援助は健全な経済運 開発援助の前提と が強調され 開発途

> 改善 を得られるように、制度や組 試みも盛んになってきた。 を統計指標で評価しようという を整備すること(ガバナンスの して、政府が企業や市民の信 が重視され、ガバナンス

がバナンス指標の種類

使ったものの一つはフリー た客観的なデータによるもの るか」「女性やマイノリティが は「定期的に選挙が行われてい りなどである。ガバンス指標に か、法の支配、腐敗の取り締ま らい企業の負担になっている よるものがある。 と、専門家等の主観的な判断 議会に参加しているか」とい い有能であるか、規制がどのく 政治の安定性、政府がどのくら 明責任(voice and accountability)、 民の発言機会とそれに対する説 主観的判断を

階評価(「自由」(free)、「ある を促進・保護する目的で設立さ スパレンシー・インターナショ (Heritage Foundation) やトラン 指標で、 度の質や経済的自由、 である。もう一つ重要なのが制 ではない」(not free))したもの 程度自由」(partly free)、「自由 や市民的権利の保障の程度を段 ベイがある。これは政治的権利 れたシンクタンク)によるサー 九四一年に世界の民主的自由 ヘリテッジ財

ガバナンス指標の対象は、 といったNGO・シンクタンク Enterprise Performance Survey: 🗅 の指標や世界銀行の調 (Business Environment and

がバナンス指標の歴史

れている。

EES) が有名で、点数評価さ

るいは利潤の海外送金の規制や 化等によって収奪される危険あ 出した企業が収用・没収・国有 外直接投資によって途上国に進 である。カントリーリスクは海 の指標、 重要なのはカントリー・リスク ガバナンス指標の前史として および人権保障の指標

シントンD. C. を本部とし ナル(Transparency International) ム・ハウス(Freedom House:ワ 腐敗等の 寸 や人権の評価・格付けではフ うになった。また政治的時自由 である。 ク』となっている。 れている『世界人権ハンドブッ のとして一九八五年から公刊さ 界各国の人権状況を網羅したも ティ・インターナショナルで調 から活動を行う他、 リーダム・ハウスが一九七七年 不安定性などが指標化されるよ 険を左右する要因として政治的 業活動が規制されてしまう危険 差別的な重い課税等によって企 フマナの仕事もある。これは世 査活動に従事したチャールズ・ そして、このような危 アムネス

●ガバナンス指標の例

たものである。また表2はBR なっているか、 制や腐敗が企業活動の障害に 企業の経営者にとって行政の規 われているもので、その中には 年から五三か国以上に対して行 のである。この調査は二〇〇 Survey of Firms)の指標を見たも する世界銀行の『投資環境調査 紹介してみたい。表1は経済成 面があるので、いくつかの例を (World Bank's Investment climate 長の著しいBRICS諸国に関 ガバナンス指標には様々な側 どうかを調査

政治的権利の保障に関する調査 ム・ハウスによる市民的自由や ICs 諸国に関するフリー 結果を示したものである。 ただ、ガバナンス指標には多 ダ

子訳

『世界人権ハンドブック』

主1

| 13.1 | | | | | |
|------|--------|------|--|-----------------------------|--|
| 国名 | 調査年 | 標本規模 | 政策や規制の予測がつかない ことが事業の主要または深刻 な障害だとの回答比率 | 腐敗が事業の主要または深刻 な障害だとの回答比率 | |
| ロシア | 2002 | 506 | 31.5 | 13.7 | |
| ブラジル | 2003 | 1642 | 75.9 | 67.2 | |
| 中国 | 2002/3 | 3948 | 32.9 | 27.3 | |
| インド | 2003 | 1827 | 20.9 | 37.4 | |

インドの調査の一部は2000年に行われている。企業の経営者にインタビューを行って、行政の規制や腐敗などが企業経営にとって「障害ではない」('no obstacle')、「いくらか障害である」('minor obstacle')、「ある程度は障害である」('moderate obstacle')、「主要な障害である」('major obstacle')、「極めて深刻な障害である」('very severe obstacle')の五段階評価を行ったものである。

合性 しかし、 の一つの側面を示している点で ら圧力を感じていたり、通関手 比較できるのか)、 的なデータと専門家の判断によ になるのか)という問題である。 府全体の有能さそのものの評価 続きの待ち時間は、その国の政 国の評点とアジア諸国の評点を 経済的文脈の異なる移行経済諸 合することには難しい問題があ るものがあるので、 くの構成要素がある上に、 たとえば比較可能性 (ある企業が、役人たちか このような指標は社会 データの整 それらを総 (社会 客観

表2

| 国 名 | 市民的自由(2000年) | 政治的権利(2000年) |
|------|--------------|--------------|
| ロシア | 5 | 5 |
| ブラジル | 3 | 3 |
| 中国 | 6 | 7 |
| インド | 3 | 2 |

(注) フリーダムハウスによる市民的自由や政治的権利の保障の評価で、専門家による評点を平均して、1から2.5は「自由」、3から5は「ある程度は自由」、6から7は「自由ではない」という基準で評価したもの。基準値の間にある評点(たとえば5.5)が得られた場合には、基になったデータをさらに吟味して、上記の三つに分類している。
(出所) UNDP [2002] Human Development Report 2002: Deepening democracy in a fragmented

world, New York: Oxford University Press.

ある。第二は人事面で成果に応

によって効率改善を図ることで 組織の肥大化を抑制し、民営化 政官の自己利益追求に伴う行政 様々な方法がある。第一は、

センティヴを与えることであ じた待遇によって公務員にイン

分権化も有力な手

参考文献

(のがみ

ひろき/アジア経済研

究所開発研究センター

段である。 る。その他、

子訳 潮流』 ページ。世界銀行の開発援助論 Oxford University Press リティと援助政策』 World Bank(小浜裕久・冨田陽 년 World Bank [1998] Assessing Aid, クロ開発経済学 は白井早由里[二〇〇五]『マ *Human Rights Guide,* 3rd. ed. Oxfords: ガバナンス指標の有用な解説 はHumana, Charles [1992] Worla 『有効な援助:ファンジビ 二〇〇〇年)。 」有斐閣、 一六六——九九 対外援助の新 フマナの仕 東洋経済新 (竹澤千恵

al.[2000] The Quality of Growth り の 研究―理論と実証と評価モデ Annex 6を参照した。カント 〇〇七]『国際援助行政』 ガバナンス改革は城山英明 ル』東洋経済新報社が詳しい。 九八五〕『カントリーリスクの リー・リスク指標は井上久志[Oxford University Press, Chapter G 大学出版会を参照した。 問 題点はVinod Thomas et 東京

有用である。

ガバナンス改革の方法

途上国のガバナンス改革には

明石書店一九九七年)。

指

標作

⁽出所) World Bank [2004] World Development Report 2005: A Better Investment Climate for Everyone, Oxford University Press, pp. 246-247の統計資料から筆